

長浜市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 滋賀県 長浜市

事 業 名 : 下水道事業(農業集落排水事業)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和4年3月 見直し)

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年4月1日 (36年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 (公共下水道への接続完了後に法適 予定)
処理区域内人口密度	16.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	49処理場(平成23年度 2処理場、平成30年度 4処理場、令和元年度 1処理場、 令和2年度 1処理場、令和3年度 2処理場を公共下水道への接続に伴い廃止)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成23年度 2処理場、平成30年度 4処理場、令和元年度 1処理場、令和2年度 1処理場、 令和3年度 2処理場 を公共下水道(流域下水道)へ接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	日本下水道協会発行の「公共下水道使用料算定の基本的考え方」を基に下水道事業における固定費の基本使用料への配分を行い、現行体系では25%の基本使用料配分比としています。残りの75%を従量使用料として一般家庭における使用実態を考慮し、月100㎡までを3ランクに分けた累進制を採用しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	事業所等の排水については、月750㎡を超える特定事業所については、別途特定排水として従量単価を設け、それ以下の規模の事業所には、100㎡と750㎡の間に2ランクを加えた体系としています。なお、官公署等の事業所については、特定排水単価の適用は行わず、公衆浴場には、300㎡を超える部分について通減単価を用いています。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,702円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,020円
	令和元年度	2,702円		令和元年度	3,012円
	平成30年度	2,650円		平成30年度	3,055円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和3年度下水道関係職員数 計 22名 公共下水道事業 18名 農業集落排水事業 4名
事業運営組織	平成30年度の公共下水道事業法適化に伴い、都市建設部から独立し下水道事業部を設置し、下水道総務課、下水道施設課の2課体制となりました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在活用はありません。
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

長浜市全体の人口について今後減少が予想されており、農業集落排水区域については人口減少が市内の中でも顕著な地域となっています。

(2) 有収水量の予測

公共下水道事業への順次接続することに伴い、農業集落排水事業の有収水量は減少します。また接続をしない地域についても人口減少が顕著な地域であることから減少する見込みとしています。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の予測のとおり減少する見込みとしています。

(4) 施設の見通し

公共下水道事業へ接続した地域の処理場については廃止します。また、農業集落排水事業として残る地域の処理場については、今後、最適化を目指し再編を行う予定をしています。

(5) 組織の見通し

特になし

3. 経営の基本方針

下水道整備当初、県下の生活排水処理は、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域公共下水道事業によって対処するものと考えられておりましたが、昭和55年6月県議会において、農村下水道を都市計画区域外の地域を中心に導入するという方針転換がなされ、農業集落排水事業が推進されました。長浜市においても、これらの地域が流域下水道の恩恵を受けるには相当の年数を要することから、昭和56年度以降、農業集落排水事業による整備を進め、平成17年度には55地区の処理施設が完工し、生活環境の向上に寄与してきました。しかし、経営面においても多くの単独処理場を運営することから、汚水処理原価が非常に高くなっており使用料だけでは対応できず、一般会計からの基準外繰入に依存をしている状況でした。

そうした状況から、「長浜市下水道ビジョン」、ビジョンを実現するための「長浜市下水道事業中期経営計画」を策定し、コストの高い単独処理場から、コストの低い流域下水道処理に切り替えを行うことを計画の中心に掲げ、供用開始後30年を過ぎた地域から順次、公共下水道への接続を行い維持管理費の抑制に努めています。

また、農業集落排水として残る地域については、コスト高となる要素が多く、老朽化した施設の改築更新を前に不要な将来負担を抑制するためにも、管理の効率化を目指した具体的な取組方針や整備方針が必要であり、次期下水道ビジョンの中で、経済性を考慮した施設の再編を目指します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水事業の下水道管渠整備については、経過年数30年程であり本計画期間中における大規模な更新工事は発生しない見込みです。 元金償還については、過去の施設整備の際に発行した企業債の償還を行っており、上記のとおり新規整備が発生しないため、企業債の償還及び残高は減少傾向となっています。
-----	--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	農業集落排水事業の経営は、長浜市の人口推移により使用料収入の減少や、処理場の老朽化の進行と修繕費の高騰により不採算経営となっており、一般会計からの繰入金に依存している状況です。 現在、汚水処理原価が低い公共下水道への接続によるコスト削減を進めており、令和10年度までに下水道区域内の32処理施設の接続を完了する予定です。令和2年度の一般会計繰入金759,523千円から、令和12年度には444,352千円まで削減できる見込みとなっています。また、下水道事業全体においても、令和2年度一般会計繰入金2,692,669千円から令和12年度には2,320,082千円まで削減する見込となっています。
-----	---

使用料収入については、長浜市の人口推移から全体として減少傾向にあることに加え、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続が進むことから、令和11年度までは、有収水量、使用料収入とも大幅な減少を見込んでいます。また、農業集落排水事業は、処理地区ごとに単独処理を行っているため、施設の老朽化による修繕費の増加により、汚水処理原価が非常に高いものとなっています。このため、使用料収入が維持管理費の7割程度の回収にとどまっていることから、一般会計繰入金に依存している状況ですが、公共下水道への接続により維持管理費が減少することから、一般会計繰入金についても大幅な減少を見込んでいます。 企業債では、全体のうち相対的に大きな割合を占める資本費平準化債について、令和6年度を最後に発行が終了することから、令和7年度以降は収入全体に企業債の占めるウェイトは少なくなります。 公共下水道への接続後の農業集落排水事業については、依然として汚水処理原価が非常に高い状態となっていることから、施設の再編等を踏まえた次期下水道ビジョンを策定する予定です。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

公共下水道へ順次接続することから、動力費、修繕費、委託料等の維持管理費については大幅な減少を見込んでいます。利子償還についても、過去に下水道整備をした際に発行した企業債が順次償還終了すること、また、現在、下水道整備が概成していることから新規整備に伴う起債発行がないことから、大幅な減少を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	更なる公共下水道へ接続や農業集落排水事業として残る地域における施設の再編等の投資費用について、次期計画に反映する予定です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	汚水処理原価が高く使用料で回収できないため、一般会計繰入金への依存が高い状況となっています。農業集落排水事業として残る地域の再編等を踏まえた上で下水道事業全体の適正な使用料水準の検討を行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本市の事業進捗管理は中期経営計画を中心に行っていることから、次期中期経営計画策定時に、経営戦略を含め中期経営計画と経営戦略の統合を行います。
---------------------	--